

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

事業所等(給与支払者)は、令和7年1月31日(金)までに従業員等(給与受給者)が令和7年1月1日現在居住する市区町村に給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を提出しなければなりません。

なお、令和6年中に退職された方で、1年間の支払金額が30万円以下の場合、提出の義務はありませんが公平公正な課税の観点から提出をお願いします。

【提出先】 受給者の令和7年1月1日現在居住する市区町村

【提出期限】 令和7年1月31日(金) ※ お早めにご提出ください。

【提出数】 総括表 1枚(薄茶)・個人別明細書 1名につき1枚(緑色又は橙色)

※支払金額が法人役員で150万円、一般の受給者で500万円を超える場合には橙色の個人別明細書を使用してください。この場合、2枚目の源泉徴収票は税務署へ提出してください。

※支払金額が2,000万円を超える場合、年末調整は不要となっておりますが給与支払報告書の提出は必要となっておりますので、該当市区町村へ提出してください。

◎ 記入の仕方等については、国税庁ホームページに掲載されている「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご覧ください。

《普通徴収切替理由書について》

普通徴収を希望する場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

千葉県および県内全市町村は、個人住民税の特別徴収(給与天引き)を徹底しております。これに伴い、給与支払報告書を提出の際に普通徴収とする場合は、『普通徴収切替理由書』の提出が必要となります。

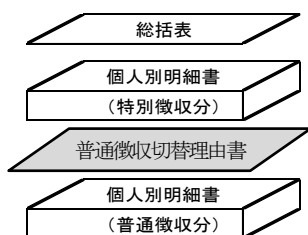
記入提出要領については、裏面をご覧ください。

※ 普A～普Fの6項目以外の理由での普通徴収は原則認められません。

※ 普Cの均等割非課税とは、山武市では年間給与収入93万円(所得38万円)以下の方になります。

※ 切替理由書の合計人数と該当する個人別明細書の人数が一致すること、個人別明細書の摘要欄に符号の記載があること等を必ずご確認ください。

《提出時の綴り方》



《個人別明細書摘要欄 抜粋》

社会保険料等の金額	
区内	区外
(摘要)	
普F	
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額

該当する符号を必ず記入してください。

退職年月日の記載がある場合は、符号を省略できます。

【給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出について】

次の場合、市区町村長へ給与所得者異動届出書を至急提出してください。

- ①市区町村長へ給与支払報告書を提出後、4月1日までの間に退職等により給与の支払を受けなくなったとき。
- ②1月1日から4月30日までの間に退職した場合に未徴収税額があるとき。
- ③6月1日から12月31日までの間に退職した場合に、未徴収税額の一括徴収を希望するとき。
- ④転勤、再就職等により新勤務先で引き続き特別徴収の取扱いを希望するとき。
- ⑤特別徴収義務者の指定を受けた後に、月割額の徴収ができないとき。

普通徴収切替理由書

市区町村名		指定番号	
事業所名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下(専従者・乙欄・退職者等を除く)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	年間の給与所得が条例で定める均等割非課税基準以下の者	人
普D	給与の支払い期間が不定期である者(給与が毎月支給されない者)	人
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
普通徴収合計人数		人

※ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

※ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり特別徴収の対象者となります。

《普通徴収切替理由書の記入提出要領》

■ 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。(複数の該当理由がある方については、いずれか一つに人数を記入してください。)

■ 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し、総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。

■ 普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄該当者などが対象となります。

■ eL T A X等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普B、普Cなど)を入力してください。(普通徴収切替理由書の添付は不要です。)